

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

種類株式の評価

Q : 会社法によって、いろんな株式が発行できるようになりましたが、これらの評価についてはどのようになっているのですか？

A : 今年度の税制改正で明らかにされます。

【解説】

会社法の施行でいろんな種類株式が発行できるようになりましたが、評価方法が明らかになっていないため、早く明らかにしてほしいという声が上がっていました。

そこで、今年度の税制改正において、これに対応するよう評価方法が明らかにされることとなりました。

発行される種類株式には、①配当優先の無議決権株式、②社債類似株式、③拒否権付株式がありますが、おおむね次のように評価するようになります。

① 配当優先の無議決権株式

配当優先の無議決権株式は、原則として、普通株式と同様に評価しますが、議決権がないという点を考慮して、納税者の選択により、普通株式の評価額から5%評価減することが認められます。ただし、評価減した金額は、議決権株式の評価額に加算することとなります。

② 社債類似株式

社債類似株式は、社債に準じた評価をすることになります。

③ 拒否権付株式

拒否権付株式は、普通株式と変わらないことから、普通株式として評価することとなります。

